

	御 意 見	考 え 方
1	北本市は北本市個人情報保護に関する法律施行条例（以下「本条例」）を3月議会に上程する予定と聞いているが、本条例の議会への上程はさらなる調査研究・審議・検討後に行うべきである。	本条例案については、個人情報保護委員会との協議、さいたま地方検察庁との協議、パブリック・コメント手続の実施、庁内検討委員会の実施など、十分な調査研究・審議・検討を行っておりますので、3月議会に上程を行いたいと考えております。
2	審査会は廃止すること	個人情報の適正な取扱いを確保するために、弁護士等の専門家で組織する審査会に意見を求める仕組みは必要とされておりますので、審査会を存置したいと考えております。
3	「審査会への諮問」は「審議会への諮問」とする	同上
4	審議会の主たる構成員を法及びQ&Aに基づき「専門的知見に基づく意見」（学識経験者）及び公募等の住民代表にする。	具体的な委員の構成については、諮問する事件等ごとに当該事件等に関し優れた識見を有する者のうちから委嘱してまいります。
5	「開示請求等をしようとする者が容易かつ適切に開示請求等を行うことができるように適切な措置を講じなければならない」（法第127条）の規定に従いその措置を条例に定めること	開示請求をしようとする方に対し、その方が容易かつ適切に開示請求等を行うことができるよう、個人情報保護制度の総合調整に関することを所管する総務課において適切に対応してまいります。
6	実施機関に対する苦情を解決する組織の設置すること	個人情報保護制度の総合調整に関することを所管する総務課において適切に対応してまいります。
7	市長の安全管理措置義務を明示すること	個人情報保護委員会が示す指針（「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」4-8）を踏まえ、保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針を整備します。
8	法第67条（従事者の義務）に基づき、個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員及び職員であった者に対して、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨の責務を課すこと	法第67条に加え、地方公務員法に規定する守秘義務を含め、職員等に対し個人情報の取扱いに関し研修等を実施することによって周知徹底をしてまいります。

個人情報保護委員会が行政機関向けの「ガイドライン」、「事務対応ガイド」、「Q&A」を作成・公表しています。下記のリンク先を御参照ください。

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>